

# JESU 公認プロライセンス規約

この規約は一般社団法人日本 e スポーツ協会（以下「JESU」という）が発行する JESU 公認プロライセンスの概要を定めるものである。

## 1 JESU 公認プロライセンスの定義

- 1.1 JESU 公認プロライセンスとは、JESU が別途定める JESU 公認大会規約に基づく JESU 公認大会において好成績を収め、競技性、興行性ある大会等へ出場するゲームプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚を持ち、スポーツマンシップに則り、国内 e スポーツの発展に寄与し、ゲームプレイの技術の向上に日々精進することを誓約する者で、ライセンス取得に相応しいと判断された者に対して、本規約 2 条における種別に応じて発行されるプロライセンスのことをいう。
- 1.2 IP ホルダーとは JESU 公認プロライセンス発行の対象となるゲームタイトル（以下「IP」という）の発行主体ないし IP を利用した大会実施等に必要なる知的財産（intellectual property :IP）等を管理ないし保有する者をいう。
- 1.3 本規約に基づく JESU 公認プロライセンスの発行対象は、原則として日本在住者とする。

## 2 JESU 公認プロライセンスの種別

JESU が発行する公認プロライセンスの種別は以下のとおりとする。但し、IP ホルダー、選手その他 JESU が必要と認める関係者との協議の上で、JESU の判断により追加・変更・廃止等の措置があり得るものとする。（以下、併せていずれかの下記ライセンスを保有している者を「JESU 公認プロライセンス保持者」という）

- 2.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」（以下、「プロライセンス」という）
- 2.2 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」（以下、「チームライセンス」という）

## 3 JESU 公認プロライセンスの種類と取り扱いについて

- 3.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」
  - 3.1.1 本規約 1.1 条記載のプロライセンス取得に相応しいと判断される選手に対して、プロライセンスを発行する。
  - 3.1.2 18 歳未満の者への発行は、事前の親権者の同意を必要とする。
  - 3.1.3 プロライセンスの有効期限は取得された日から 3 年間とする。
  - 3.1.4 団体戦への参加はチームライセンスを保有していない場合でも、チーム内に少なくとも 1 名 JESU 公認プロライセンス保持者がいれば、プロチームとして JESU 公認の賞金（報酬）付き大会に参加できるものとする。但し、賞金（報酬）を受領できる者は、プロライセンス保持者のみとする。

### 3.2 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」

3.2.1 IPホルダーが推薦したチーム（タイトルごとに所定の複数名以上の選手により構成されたチームをいい、国内の法人（以下、「運営法人」という）によって運営されているものをいう。）で、JESUが十分な実績がありJESU公認プロライセンス発行が妥当と認めたチームには、チームライセンスを発行する。なお、チームライセンスの発行にあたっては、チーム内におけるプロライセンス保持者の有無は問わないものとする。

3.2.2 チームライセンスの有効期限は取得された日から3年間とする。

3.2.3 チームライセンスを保持するチームがJESU公認の賞金（報酬）付き大会に参加し、賞金を獲得した場合には、当該賞金は、運営法人に対して支払われるものとする。当該運営法人は、これにより受領した賞金を、適切にチームの各選手に対して分配するものとする（但し、選手契約その他の合意に基づき、一定の割合を運営法人が取得することを妨げない。）。

## 4 JESU公認プロライセンス発行と管理

4.1 JESU公認プロライセンスの発行はJESUが最終的な判断を行うものとする。

4.2 JESU公認プロライセンスはIPごとに管理されて発行されるものとする。なお、ライセンスの発行・管理業務ないし作業等については、JESUが別途指定する第三者に委託して行うことを妨げない。

4.3 各IPにおけるJESU公認プロライセンスの発行数、発行ポリシーは、IPホルダーとJESUとの協議の上で、都度決定するものとする。

## 5 JESU公認プロライセンスの発行方法

### 5.1 JESU公認大会におけるJESU公認プロライセンスの発行

5.1.1 別途定めるJESU公認大会規約に基づき、JESU公認プロライセンス取得資格を持った選手またはチームに発行し、その日から効力が発生するものとする。

5.1.2 JESU公認プロライセンスの発行数は別途定めるJESU公認大会規約に準ずるものとする。

### 5.2 JESU公認大会以外における例外的ライセンスの発行

5.2.1 IPホルダーは過去実績も含めて、JESU公認の大会以外の国内外の大会で著しく優秀な実績を残した選手のうち、JESU公認プロライセンス取得にふさわしい選手を特別枠として推薦することができる。その中からJESUが対象に十分な実績があり妥当と認めた特定の選手は例外としてJESU公認プロライセンスの取得資格を有するものとし、JESUが承認した日から効力が発生するものとする。

5.2.2 海外で行われるJESU公認大会以外の大会で、事前にIPホルダーと協議の上、JESU公認プロライセンス発行が適当な大会とJESUが判断した場合、JESUは当該大会においてJESU公認プロライセンスを発行することができるものとする。

5.2.3 例外的ライセンス発行に関する規定は、JESUが別に定める場合を除き、チームライセンスにも適用されるものとする。

5.2.4 本規約9条に基づきチームライセンスの全部若しくは一部が停止され、または剥奪若しくは返納された場合、IPホルダーは、当該チームに所属していた選手のうち、著しく優秀な

実績を残した選手を別途JESU公認プロライセンスに推薦することができる。その中から、JESUが対象に十分な実績があり妥当と認めた場合は、例外としてJESU公認プロライセンスの取得資格を有するものとする。

## 6 JESU公認プロライセンス保持者の権利

- 6.1 JESU公認プロライセンス保持者は、別途定めるJESU公認大会規約に基づくJESU公認大会にプロとして出場する権利を有するものとする。
- 6.2 JESU公認プロライセンス保持者は、プロとして出場したJESU公認大会において、プロとしての特典（賞金（報酬）、賞品を含むがこれらに限られない）を獲得できるものとする。なお、日本国籍を持たないJESU公認プロライセンス保持者は、賞金受領時において適切な在留資格を持つことを要するものとし、当該在留資格の状況を適時にJESU及びIPホルダーに対して届け出るものとする。
- 6.3 JESU公認プロライセンス保持者は、JESUが主催または窓口委任を受けた大会に関して、別途定めるJESU公認国際大会規約に基づき、日本代表として大会に出場するための権利を有する。
- 6.4 JESU公認プロライセンス保持者のうち、本規約7条または8条記載の義務を履行した者には、JESU公認プロライセンスを保有していることを証明するためのライセンスカードを発行する。

## 7 JESU公認プロライセンスの新規取得者の義務

- 7.1 JESU公認プロライセンスを取得する者は、選手データベース作成のため、以下の事項をJESUに対して申し出るものとする。なお、登録内容に変更があった場合は、必ず申請し登録情報の更新を行うものとする。
  - 7.1.1 必須事項
    - ・氏名（本名） ・住所 ・生年月日 ・メールアドレス ・電話番号
    - ・所属チーム/マネージメント会社 ・IGN（プレイヤーネーム）
    - ・顔写真・戦歴
  - 7.1.2 任意事項
    - ・アピールポイント・SNS
- 7.2 JESUのホームページにはIGN、所属チーム/マネージメント会社、顔写真、居住地、戦歴、アピールポイント、SNSを掲載するものとする。
- 7.3 JESU公認プロライセンスの取得資格を得た者は、JESU公認プロライセンス申請時に反社会的勢力の排除等に関する誓約書を提出するものとする。
- 7.4 例外的ライセンス発行の場合、IPホルダーが例外的ライセンス発行を申請する際に例外的ライセンスの取得資格を得た者の反社会的勢力の排除等に関する誓約書も併せて提出するものとする。
- 7.5 JESU公認プロライセンスの取得資格を得た者は、JESUの指定するところに従って、ドーピング禁止、納税方法、競技におけるスポーツマンシップなどに関する、eラーニングによるテストを修了するものとする。

7.6 JESU 公認プロライセンス発行時には、発行手数料として、以下に定める費用を支払うものとする。但し、発行における発行費その他の費用の負担については、各 IP ホルダーまたは大会主催者と JESU とが別途協議して定めるものとする。

7.6.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」 5,500 円

7.6.2 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」 5,500 円×チームライセンス発行申請時に登録された所属選手の人数（人数は IP ホルダーと JESU が相談の上、決めるものとする。）

7.6.3 チームライセンスの特例

チームライセンスの発行申請及び管理は、運営法人が適切に行うものとし、運営法人は、チームに所属する各選手に対して、前各項に定める義務のうち選手個人が遵守すべき事項を実施させるものとする。

## 8 JESU 公認プロライセンスの更新者の義務

8.1 JESU 公認プロライセンス保持者は、権利を取得した日から 3 年ごとに JESU が指定する様式に応じて JESU 公認プロライセンスの更新有無の意思を示すものとする。

8.2 JESU 公認プロライセンスの更新意思を示した者は、JESU の指定するところに従って、ドーピング禁止、納税方法、競技におけるスポーツマンシップなどに関する、e ラーニングによるテストを修了するものとする。

8.3 JESU 公認プロライセンスの更新意思を示した者は更新時に発行手数料と同額の費用を支払うものとする。

8.3.1 「ジャパン・eスポーツ・プロライセンス」 5,500 円

8.3.2 「ジャパン・eスポーツ・チームライセンス」 5,500 円×チームライセンス更新申請時に登録された所属選手の人数（人数は IP ホルダーと JESU が相談の上、決めるものとする。）

## 9 JESU 公認プロライセンス権利の停止、返納勧奨及び剥奪について

9.1 JESU は、次に定める事由が発生した場合には、該当する JESU 公認プロライセンスに基づく権利の全部若しくは一部を停止し、または JESU 公認プロライセンスを返納勧奨若しくは剥奪（以下、「停止等」という。）することができる。

9.1.1 JESU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては所属選手を含む。)が、誓約書その他 JESU が定める規定に反する行為（チート行為など）を行った場合。

9.1.2 JESU または IP ホルダーが JESU 公認プロライセンスに相応する実績・行動・活動実態が伴わないと判断した場合。

9.1.3 JESU 公認プロライセンスの権利取得後、事務局からの詳細案内日あるいは更新の案内日から 3 か月以内に、JESU 公認プロライセンス取得の資格を有する者が取得に必要な手続を完了しない場合または JESU 公認プロライセンス保持者(チームライセンスについては所属選手を含む。)が更新に必要な手続を完了しない場合。但し、海外赴任、病気、怪我及び入院等、当該期間内に必要な手続を完了することができなかつたことについて特段の事

情があると JESU が認める場合は、この限りではない。

9.1.4 最初の e ラーニング受講に関する通達から原則 3 か月に渡り講習を受講しない場合。

9.2 JESU は、前項の停止等の措置を行うに際しては、対象となる JESU 公認プロライセンス保持者（チームライセンスについては運営法人及びその代表者を含む。）に対して事前に聴取を行うよう努める。

9.3 JESU は本規約 9.1 条に基づき停止等の措置を行った場合、対象となる JESU 公認プロライセンス保持者（チームライセンスについては運営法人及びその代表者を含む。）が負担した JESU 公認プロライセンス発行費用などについて一切の返還義務を負わないものとする。

9.4 JESU 公認プロライセンスの返納について

9.4.1 JESU 公認プロライセンス保持者は、ライセンスの返納を希望する場合には、JESU が別途定める手続きに従って、JESU に対して JESU 公認プロライセンスを返納するものとする。なお、運営法人は、チームライセンスの返納を行う場合には、JESU が別途定めるところに従い、所属選手の意思確認を実施するものとする。

## 10 規約の改定等

10.1 JESU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、ウェブサイト、電子メール、書面その他 JESU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

2018 年 5 月 8 日制定、施行  
2019 年 4 月 11 日改定、施行  
2021 年 10 月 19 日改定、施行  
2022 年 4 月 1 日改定、施行  
2023 年 6 月 13 日改定、6 月 19 日施行  
2024 年 2 月 19 日改定、5 月 1 日施行  
2026 年 1 月 19 日改定、2 月 26 日施行